

## 上峰町認定自主防災組織設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、本町における自主防災組織の充実を図るため、組織の設置及び育成について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自主防災組織 「組織の結成の主体性・運営の自立性・平時の備え」について地域住民の主体的取組により組成された防災組織であり、行政区等を単位として、地域コミュニティが自らの安全を守る必要性を認識し、自発的に規約を作り、役員を選出するプロセスを経て設置される住民組織であって、地域の特性（地理、世帯構成、世代交代など）に合わせた、独自の実効的な防災計画を策定するなど防災活動への積極的な取組を進めるものであり、かつ、災害発生時には、災害対策本部又は現場指揮所の末端機能を担う組織をいう。

(2) 防災活動 自主防災組織が行う平常時及び災害時における次の活動をいう。

#### ア 平常時の活動

- (ア) 防災知識の普及
- (イ) 地域の危険箇所の把握
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 防災活動資機材の整備

#### イ 災害時の活動

- (ア) 地域内の情報収集・伝達
- (イ) 出火防止及び初期消火
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 負傷者の救出・救護
- (オ) 給食・給水等の活動

### (防災活動の具体的範囲)

第3条 自主防災組織が行う防災活動の具体的な範囲及び内容は別表に示すとおりとする。

### (町及び自主防災組織の役割)

第4条 災害発生時、町は基礎自治体として、町の有する全ての機能を十分に

發揮して災害応急対策に当たるが、自主防災組織は上峰町地域防災計画の定めるところにより、隣保協同の精神に基づく自発的な防災活動をもって町と協力して災害応急対応を行う。

(認定基準)

第5条 自主防災組織の認定基準は、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 基礎的な住民自治組織である大字行政区単位での結成を原則とする。ただし、活動地区の地形、世帯の規模等の実情により、大字行政区での結成が困難と判断する場合は、大字行政区内での合意を前提に、組織の効率的な運営を図るため、地域住民が一体性を感じる規模として、区長の設置に関する要綱(令和2年上峰町告示第5号)において示す25地区についても認定することができるものとする。
- (2) 行政区等の区分によらず、町内の要配慮者に対する防災活動等、地域の防災力強化に関して、特定の役割分担を担う活動組織であること。

(設置届)

第6条 自主防災組織を設置しようとする者は、自主防災組織結成届出書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 組織の規約又は会則
- (2) 組織図及び役員名簿
- (3) 防災計画
- (4) その他町長が必要と認める書類

(認定)

第7条 町長は、前条の自主防災組織結成届出書が提出され、第4条の認定基準に適合したときは、認定書(様式第2号)を当該組織に交付するものとする。

(育成指導方針)

第8条 町は自主防災組織の育成に当たっては、地域住民の自主性を尊重し、地域の実情に応じた組織作りを働きかけるとともに、災害発生の際に十分な防災活動が行われるよう指導するものとする。

2 町は、防災関係機関と相互に協力し、自主防災組織の育成指導に関する責務を実施するものとする。

(活動の指導)

第9条 町は、自主防災組織の活動について、実効性を期するため自発的な活動を行うことができるよう働きかけるとともに、組織の活性化を図るよう指導するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

防災活動の具体的な範囲及び内容

(平常時の活動)

防災活動	具体的な範囲及び内容
防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぼうさい出前講座等による防災知識の普及</li> <li>・防災に関するチラシやパンフレット等の配布による啓発活動</li> </ul>
地域の危険箇所の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域内の危険物集積地域やブロック塀の安全状況把握</li> <li>・消火栓や貯水槽等の消防水利の所在確認</li> </ul>
防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・伝達訓練、消火訓練、搬出・救護訓練、避難訓練、避難所運営訓練等の実施</li> </ul>
火気使用設備器具等の点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火気器具の故障や欠陥状況の把握、周辺の整理整頓等、各家庭内における安全点検の指導・推奨</li> </ul>
防災活動資機材の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織として防災活動を行うために必要な資機材の整備（メガホン、ビブス、トランシーバー、ヘルメット）※防災備蓄品類を除く。</li> </ul>

(災害時の活動)

防災活動	具体的な範囲及び内容
地域内の情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町から伝達すべき情報を流し、逆に地域の被害状況等を町や消防機関に報告する。</li> </ul>
出火防止及び初期消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器や消防水利を活用して努めて初期の段階で消火を行い被害の拡大を抑制する。</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所までの安全な避難経路の確認・選定と誘導を行う。</li> </ul>
負傷者の救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2次災害の防止に留意して、倒壊物や瓦礫の下敷きになった人の救助（軽微な救出）や負傷者の応急手当を行う。</li> </ul>
給食・給水等の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定避難所での生活支援として、食料や飲料水、救援物資の配分、炊き出しを行う。</li> </ul>

様式第1号（第6条関係）

自主防災組織結成届出書

年 月 日

上峰町長 様

組織名 \_\_\_\_\_ 自主防災会

代表者氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

自主防災組織を結成しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

組織名 (自治会名等)	自主防災会 ( 地区)
結成年月日	年 月 日結成
「自主防災会長」 氏名 住所 電話・FAX	氏名 住所 (電話 — ) (FAX — )
組織構成世帯数 構成人数	( 世帯) ( 人)
その他	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

認定番号

# 認 定 書

殿

上峰町自主防災組織として認定する。

年 月 日

上峰町長